

マックカード取扱規則

第1条（規則の趣旨）

日本マクドナルドホールディングス株式会社（以下「当社」といいます）は、日本マクドナルド株式会社（以下「マクドナルド」といいます）が運営するマクドナルド店舗（含、フランチャイズ店舗）で利用できる商品券（以下「マックカード」といいます）を発行し、この取扱規則に従ってマックカードをマクドナルド店舗にて取り扱うものとし、マックカードの所持者（以下「お客様」といいます）は、この取扱規則に従ってお取引をしていただきます。

第2条（マックカードを利用できる場合）

1. お客様は、マックカードを日本国内のマクドナルド店舗で、1回限り券面記載の金額でマクドナルド商品の代金のお支払いにご利用いただけます。但し、当社がマックカードの利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いにはご利用いただけません。
2. マックカードをご利用される場合、購入金額（消費税含む）が券面記載金額の合計金額を超えた場合は、不足分を現金や他のマックカードでお支払いいただけます。

第3条（マックカードが利用できない場合）

次の場合にはマックカードをご利用いただくことはできません。

- (1) マックカードが偽造・変造されたものであるとき。
- (2) マックカードのホロプラス等に穴が空いているとき、またはハサミ等によりマックカードの一部が破損・滅失したものであるとき。
- (3) お客様がマックカードを違法に取得したとき、または違法に取得されたマックカードであることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。

第4条（マックカードの再交付）

マックカードは、お客様により破損・滅失された場合や盗難または紛失された場合等には、マクドナルド店舗が例外的に認めた場合を除いて再交付いたしませんので、ご了承ください。

第5条（マクドナルド店舗との関係）

お客様がマックカードをご利用された際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、マクドナルド店舗との間で解決していただくものとします。

第6条（換金の原則禁止）

1. マックカードは現金との引き換えはできません。
2. お客様の事情によらずにマックカードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項の定めに係らず、お客様は、当社が定める方法でマックカードをご提出いただくことにより、券面金額の払い戻しを受けることができます。

第7条（取扱いの変更）

マックカードの取扱いについて、この取扱規則を変更する場合には、当社は、一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の取扱規則を適用いたします。

付則

この規程は、平成22年4月1日から適用いたします。